



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 長

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成28年12 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D006-3Major BCR-ABL1の(2)の次に次のように加える。

- (3) FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査
 - ア FIP1L1-PDGFR α 融合遺伝子検査は、区分番号「D006-2」 造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3」Major BCR-A BL1の「2」mRNA定量(1以外のもの)の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
 - イ 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球増多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFIS H法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要があり、本検査を再度実施した場合にも算定できる。

ウ 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由、検査結果、 診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施した場合にはその理由を診療報 酬明細書の摘要欄に記載すること。 ◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後 行 現 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D006-3 Major BCR-ABL1D006-3 Major BCR-ABL1(1) • (2) 略 (1)・(2) 略 (新設) (3) FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査 ア FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査は、区分番号「D 006-2| 造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3 | Maior BCR-ABL1の「2 | mRNA定量(1 以外のもの)の所定点数を合算した点数を準用して算定する。 イ 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球 性白血病又は好酸球増多症候群と診断した患者において、治療 方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原 則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見 等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要があり、本検査を再 度実施した場合にも算定できる。 ウ 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理 由、検査結果、診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施 した場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載するこ と。